**覚醒剤原料保管場所の届出書**

覚醒剤取締法第30条の12第１項第２号の規定により覚醒剤原料の保管場所を届け出ます。

年　　　月　　　日

住　所

氏　名

山梨県知事　　　　　　　　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 指定の種類、番号及び年月日 |  |
| 業務所の所在地及び名称 |  |
| 覚醒剤原料を保管しようとする場所 |  |
| 参考事項 |  |

（備考）

１　届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　参考事項欄には、保管場所の構造、設備及び保管方法の概要、保管品目その他参考となるべき事項を記載すること。